別記 様式第七号の二（第十八条関係） （略） 1～6　（略） 7　連絡先（文書送付先） 住所：（〒　　） 宛名： 担当者の氏名及び役職： 電話番号： （削る。） 電子メールアドレス： 別記 様式第八号の二（第十八条の二関係） （略） 1～3　（略） 4　変更を求める事項（注5） （注5）明細書の記載事項のうち変更を求める事項のみを記載し、変更箇所が分かるように修正した明細書を添付すること。 5　連絡先（文書送付先） 住所：（〒　　） 宛名： 担当者の氏名及び役職： 電話番号： （削る。） 電子メールアドレス：	別記 様式第七号の二（第十八条関係） （略） 1～6　（略） 7　連絡先（文書送付先） 住所：（〒　　） 宛名： 担当者の氏名及び役職： 電話番号： ファックス番号： 電子メールアドレス： 別記 様式第八号の二（第十八条の二関係） （略） 1～3　（略） 4　変更を求める事項（注5） （注5）変更を求める事項について、別紙様式により新旧対照表を作成して添付すること。 5　連絡先（文書送付先） 住所：（〒　　） 宛名： 担当者の氏名及び役職： 電話番号： ファックス番号： 電子メールアドレス：

別表、様式四から様式六まで、別記様式第七号の別紙様式及び別記様式第八号の二の別紙様式を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十一月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存する特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第十二条第二項の特定農林水産物等登録簿（以下単に「特定農林水産物等登録簿」という。）の様式は、この省令による改正後の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）別記様式第三号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の前に農林水産大臣が登録の申請を受理した場合における法第七条第一項の申請書及びこの場合におけるこの省令の施行の後に農林水産大臣が作成する特定農林水産物等登録簿の様式は、新省令別記様式第一号及び別記様式第三号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（生産行程管理業務の方法の基準に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に存する法第六条の登録を受けた生産者団体の生産行程管理業務規程並びに法第八条第二項の規定により公衆の縦覧に供され、及び公表された生産行程管理業務規程には、新省令第十五条第六号及び第七号に掲げる基準についての定めがあるものとみなし、この省令による改正前の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則第十五条第八号に掲げる基準についての定めがないものとみなす。